

市民部

議案第 1 1 7 号 大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 7 号について、ご説明いたします。

改正する条例の名称は、大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例です。

改正の趣旨としましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の施行に伴い、条例で引用する条項等を整理するものです。

国の省令改正では、個人情報保護の観点から、認可等に係る告示における代表者等の住所の告示を廃止するとともに、認可地縁団体台帳の写しについても住所の非表示を原則とし、代表者本人から住所の表示を求める申出がある場合には、住所を表示して交付することとされました。

これに伴い、地方自治法施行規則の認可地縁団体に関する規定が再編され、本市条例が引用する条項に移動が生じるものです。

改正の内容は、（１）第 2 条に規定する職務代行者に係る引用条項を、第 1 9 条第 1 項第 1 号へから第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号に改め

ます。

第5条第1項に規定する地縁団体登録台帳に係る引用条項を、第21条第2項から第18条の3第1項に改めます。

第11条に規定する代理人に係る引用条項を、第19条第1項第1号トから第18条の3第1項第7号に改めます。

(2) 第5条第4項中、「次の各号に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改めます。

(3) 施行期日は、令和8年10月1日です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。